



2023年1月10日

各位

会社名 明治ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 川村 和夫
(コード:2269 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 田中 正司
(TEL:03-3273-3917)

従業員に対する譲渡制限付株式を用いたインセンティブ制度の導入に関するお知らせ

明治ホールディングス株式会社は、2023年1月10日開催の取締役会において、当社ならびに当社の事業子会社である株式会社 明治、Meiji Seika ファルマ株式会社、KMバイオロジクス株式会社の管理職の職位にある従業員(以下、「対象従業員」)に対して譲渡制限付株式を用いたインセンティブ制度(以下、「本制度」)を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

本制度は、当社グループ中長期経営計画および持続的な企業成長をけん引する対象従業員に対して譲渡制限付株式を付与することにより、当社グループの企業価値向上への貢献意欲を高め、対象従業員と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

2. 本制度の概要

本制度は、対象従業員に対し、譲渡制限付株式を付与するための金銭債権(払込充当金債権)を当該対象従業員の在籍する会社が給付し支給し、当該金銭債権の全部を出資財産として当社に現物出資させることにより、対象従業員のために当社普通株式を発行または処分し、これを保有させるものです。

また、本制度の導入目的を達するため、付与する株式には一定の譲渡制限期間を設定するものとし、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象従業員との間で、譲渡制限期間その他の必要事項を規定した譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。

なお、譲渡制限付株式を付与する時期、給付する金銭債権の額その他の詳細は、今後当社の取締役会において決定いたします。具体的な内容が決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以上